

沖縄県立沖縄高等特別支援学校自動販売機設置事業者の公募について

沖縄県立沖縄高等特別支援学校では、県有財産の有効活用を図るため、自動販売機設置事業者の公募を行います。

自動販売機の設置を希望される方は、自動販売機設置事業者募集要項等をダウンロードし、ご確認ください。

1. 公募期間

令和8年 2月3日(火)から令和8年 3月6日(金)まで

※販売品目の協議は令和8年2月9日(月)から令和8年2月20日(金)
までにお願いします。

2・申込期間

令和8年 3月2日(月)から令和8年 3月6日(金)まで

3. 設置販売機の種類

清涼飲料水等の自動販売機

4. 設置場所・設置台数等

設置場所：沖縄高等特別支援学校

設置台数：1台

設置場所・台数等の詳細は、公募物件説明書に掲載しております。

5. 申込書等の提出先

申込みは直接、沖縄高等特別支援学校まで持参するようにお願いします。

住 所：うるま市字田場1243番地

T E L : 973-1661 F A X : 974-1680

担当者：事務長(伊波) 歳入係(田中)

6. 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間)

※貸付期間終了後は、契約の更新を行いません。再度公募いたします。

7. 応募資格

公募には募集要項に定める資格要件を満たしていなければ応募できません。

※主な資格要件は、次のとおり。

- (1) 沖縄県税を滞納していないこと。
- (2) 各施設の公募物件説明書に定める地域要件に該当すること。
- (3) 過去5年以内に自動販売機設置の実績があること。

8. 応募関係書類のダウンロード(学校ホームページの下記の箇所をクリックして下さい)
- ① 沖縄県立沖縄高等特別支援学校自動販売機設置事業者の公募について(PDF形式)
 - ② 自動販売機設置事業者募集要項(PDF形式)
 - ③ 公募物件説明書(PDF形式)
 - ④ 自動販売機応募申込書(rtf形式)
 - ⑤ 納税証明書交付請求書(xls形式)

※応募申込書・申請書等は下記書類を提出して下さい。

(1) 自動販売機応募申込書 (2) 誓約書 (3) 販売品目一覧表 (4) 納税証明書

自動販売機設置事業者募集要項

沖縄県教育委員会が行う自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項及び別添公募物件説明書の各事項を承知の上、申し込みしてください。

1 公募物件

別添公募物件説明書のとおり。

2 応募資格要件

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産者で復権を得ていない者

(2) 次のア、イのいずれかに該当する者は、応募することができません。

ア 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者でその事実があった後 2 年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は応募代理人として使用する者

(ア) 沖縄県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 沖縄県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が沖縄県と契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定により沖縄県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて沖縄県との契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者

イ 法令等の規定により販売について許可・認可等を必要とする場合にあって、その許可・認可等を受けていない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第

2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 沖縄県税を滞納していないこと。

3 公募条件等

(1) 設置事業者の地域要件

設置事業者の公募申し込みについて、次の2つの地域要件に区分するものとする。

- ア 過去5年以内に自動販売機の実績があり、設置事業者の住所又は所在地は問わないこと。(地域要件A)
- イ 設置事業者が個人の場合は、その住所が当該県有施設所在市町村にあり、過去5年以内に沖縄県又は当該県有施設所在市町村の自動販売機設置許可の実績があること。また、設置事業者が法人の場合は、本店の所在地が沖縄県内にあり、過去5年以内に沖縄県又は当該県有施設所在市町村の自動販売機設置許可の実績があること。(地域要件B)。

(2) 貸付料等

ア 貸付期間

貸付期間は、各物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとします。ただし、沖縄県が貸付物件を公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、当該県有施設を廃止するとき、設置事業者(借受者)が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他沖縄県が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

イ 貸付料

物件の設置場所が建物である場合は、設置事業者として決定した者が提示した応募価格(税抜額)に百分の百十を乗じた額、また、建物以外である場合には、応募価格をもって年額貸付料とします。

なお、年額貸付料は、沖縄県が発行する納入通知書により、沖縄県が指定する期日までに全額納入してください。

※応募価格には、電気料は含みません。

ウ 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費は、子メーターを設置するものについては、その使用実績に基づき沖縄県が算定した額とし、子メーターを設置しないものについては、カタログ等に示されている平均消費電力等を基に沖縄県が算定した額とします(基本料金及び消費税を含む。)。

また、光熱水費は、沖縄県が別途発行する納入通知書により、毎月、沖縄県が指定する期日までに設置事業者が沖縄県に納入するものとします。

別添公募物件説明書において光熱水費を算定するための子メーターの設置を貸付条件としている物件については、設置事業者が計量法施行令(平成5年政令第329号)に規定する有効期間内の計量器を設置するものとし、当該経費及びその他自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の経費は、設置事業者の負担とします。

なお、自動販売機を設置している施設に関し、耐震工事等を行うため設置済みの自動

販売機を施設内で移転させる必要が生じた場合についても、移設にかかる費用は設置事業者の負担とします。

エ 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種の設置に努めてください。

オ 回収ボックス等

自動販売機及び使用済容器等の回収ボックスは、物件ごとに示した場所に貸付面積を超えないものを設置するとともに、薄型の自動販売機については、転倒防止対策も併せて行ってください。

カ 販売実績の報告

次回公募の参考資料とするため、設置事業者は、1年間の販売実績(1台ごとの販売数量、販売金額)をとりまとめ、毎年4月末日までに施設管理者に販売実績報告(任意の様式で可)を提出してください。

(3) 使用上の制限

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 甲の承認を得ないで自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は担保に供しないこと。

ウ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。

エ 販売品目は、各物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格での販売は行わないこと。

なお、販売品目については、公募申込みまでに施設管理者と協議すること。

(4) 維持管理責任

ア 商品の補充、釣り銭管理など自動販売機の維持管理は、設置事業者が行うこと。なお、盜難等による商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について、施設管理者の責めに帰する事が明らかな場合を除き、施設管理者はその責めを負わない。

また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 使用済回収ボックスは、販売する飲料の容器の種類に応じたものを設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機の故障・問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。

また、自動販売機に故障等が起こった場合の連絡先を明記すること。

(5) 現状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに現状に回復してください。

また、設置事業者は、県に対し現状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した経費、有益権その他一切の費用について、補償の請求をできません。

4 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期間又は別添公募物件説明書記載のとおりとします。

(2) 必要な書類(各一部)

次の書類を物件番号ごとに提出してください。

ア 応募申込書(第1号様式) ※封筒に封入すること。

イ 誓約書(第2号様式)

ウ 販売品目一覧(第3号様式)

エ 設置を希望する自動販売機のカタログ(寸法、消費電力等が確認できるもの)

オ 納税証明書(※直近1年度分の沖縄県税の全税目)

カ 3(1)に係る自動販売機設置実績(許可書、契約書等の写し)

(3) 電話、ファックス、メールによる受付は行いません。

5 設置事業者の決定

(1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2応募資格要件」に定める資格を全て満たしているものを選定対象者とします。

(2) 選定対象者のうちから、県が公募物件番号ごとに応募者の地域要件、販売品目等の内容等を審査し、適当であると認められた者で、かつ、県が定めた最低貸付料以上で最高の価格で応募申込みを行った者を設置事業者とします。

なお、販売品目の内容等で適当で、最高価格の応募が2者以上のある場合は、くじにより選定します。

また、財産管理者が別添公募物件説明書において販売価格を設定した場合(例:「販売価格は10円値引きとする」など。)を除き、販売価格の値下げは審査の対象としません。

(3) 設置事業者の決定は、概ね令和8年3月上旬頃を予定しています。設置事業者の決定後、応募者に応募物件ごとの決定金額及び決定した設置事業者名を連絡するとともに、沖縄県ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・人の別を掲載します。

6 行政財産貸付申請の手続

設置事業者に決定された方は、別途定める期日までに次の書類を提出していただきます。

《行政財産貸付申請提出書類》※提出部数は各1通

- ① 県有財産貸付申請書(県指定様式)
- ② 設置場所への自動販売機及び回収ボックスの配置図
- ③ その他参考となる書類

7 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

ア 正当な理由がなく指定する期日までに貸付けの手続に応じなかった場合

イ 設置事業者が応募者の資格を失った場合

8 その他

- ・貸付手続に関する一切の費用(契約書に添付する印紙等)については、設置事業者の負担とします。
- ・自動販売機を設置した後、販売に係る許可、認可等が必要な場合は、当該許可、認可等を受けたことを証する書類の写しを提出してください。

沖縄県立沖縄高等特別支援学校 公募物件説明書

1 公募物件

物件番号	設置場所	所在地	貸付期間	貸付面積(幅(m) × 奥行(m)	(m ²)	設置事業者の地域要件(注1)	販売品目(注2)	子メーターの設置(注3)	位置図(注4)	その他公募条件	最低貸付料年額(円)(注5)	※参考
1	沖縄高等 特別支援 学校 寄宿舎 食堂 内	〒904-2213 うるま市宇田場 1243 番地	R8.4.1～R11.3.31	1.20 × 0.75	0.90	B	缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶・水・スポーツドリンク・コーヒー、微炭酸飲料等、ジュース類を含むこと。(びん類は不可)	要	図 参照	販売価格は100～150円とすること。	14,929円	2,331本〔令和6年度販売実績〕

販売価格は100～150円とすること。

(注1)応募者の地域要件A・・過去5年以内に自動販売機の実績があり、設置事業者の住所又は所在地は問いません。

応募者の地域要件B・・設置事業者が個人の場合は、その住所が該当県有施設所在市町村にあり、過去5年間以内に沖縄県又は当該県有施設所在市町村の自動販売機設置許可の実績があること。

設置事業者が法人の場合は、本店の所在地が沖縄県内にあり、過去5年以内に沖縄県又は該当県有施設所在市町村の自動販売機設置許可の実績があること。

(注2)販売品目及び販売価格は令和8年2月9日(月)～令和8年2月20日(金)までに施設管理者と協議した上で、公募申込みして下さい。

(注3)販売機の電源及びメーター設置工事については自動販売機の設置業者負担とし、販売機を撤去する場合においても設置業者の負担で行う。

(注4)設置場所によっては、商品の補充やメンテナンスの際の扉の開閉に支障があるので、応募前に施設管理者に連絡を取り現場を確認してください。

(注5)貸付期間が年度途中に開始するときは、年額貸付料を月割した額を初年度の貸付料とします。

2 申込先及び申込期間

物件番号	申込先(各県有施設)			申込期間
	住 所	名 称	電話・FAX番号	
1	〒904-2213 うるま市宇田場1243 番地	沖縄県立 沖縄高等特別支援学校	TEL 973-1661 FAX 974-1680	令和8年3月2日(月)～令和8年3月6日(金) 午前9時～正午、午後1時～午後5時 ※電話・FAX・メールによる受付は行いません。

第1号様式

自動販売機応募申込書

令和 年 月 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

申込人 住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

担当者氏名

電 話

F A X

沖縄県が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項及び公募物件説明書の内容を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 応募内容

物件番号	設置場所	応募価格						
		百万	十万	万	千	百	+	円
							0	0

- ※ 1 物件番号及び設置場所は、公募物件説明書に記載されたとおり記入してください。
- 2 応募価格は年額とし、百円単位（税抜）で記入してください。
- なお、設置場所が建物の場合は、応募価格（税抜）に 100 分の 110 を乗じて得た額、建物以外の場合は応募価格をもって年額貸付料とします。
- 応募価格には、光熱水費は含みません。
- 3 応募価格は算用数字で記入し、初めの数字の頭に「¥」又は「金」を記入してください。
- 4 この応募申込書は、物件番号ごとに記入してください。
- 5 この応募申込書は、封をした上で表に「県有施設名」「物件番号」を記載し、他の誓約書等の関係書類を添付し提出してください。
- また、提出後の取下げ、再提出はできませんのでご注意ください。
- 6 設置事業者に決定した場合、販売について許可、認可等を必要とするものについては、当該許可、認可を受けたことを証する書類の写しを提出してください。

2 添付書類

- (1) 誓約書（第2号様式）
- (2) 販売品目一覧（第3号様式）
- (3) 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力等が確認できるもの）
- (4) 納税証明書（直近1年度分の沖縄県税の全税目）
- (5) 自動販売機設置実績（許可書、契約書等）の写し

誓 約 書

私は、沖縄県が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項及び公募物件説明書の内容について十分理解し、承知の上で申し込みます。
- 2 自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、沖縄県ホームページに決定金額及び設置事業者の法人・個人の別を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

沖縄県知事 玉城 康裕 殿

住 所

(所 在 地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

第3号様式

販 売 品 目 一 覧

物件番号

応募者氏名・名称

メーカー名	商品名	規格 (内容量)	容器の 種類	標準小売価 格 (税込)円	販売価格 (税込)円	備考
(記入例)						
○○飲料 株式会社	○○○コーヒー	275g	缶	110円	110円	ホット及び コールド対応

(注) 商品名は具体的に記入するとともに、容器の種類欄には「缶、ビン、PETボトル、紙パック、紙コップ等」の別を記入すること。

納税証明書交付請求書

年 月 日

沖縄県

事務所長

殿

◇納税義務者 又は 特別徴収義務者

住 所

(所在地)

氏 名

〔
名称及び
代表者名〕

電話番号

印

◇代理人

住 所

氏 名

印

電話番号

※法人にあつては法務局登記の代表者印

下記のとおり納税証明書の交付を請求します。（該当箇所の□にチェックmarkを記入ください。）

1 証明書の使用目的（※証明書に選択した項目が印字されます。）

提出先	<input checked="" type="checkbox"/> 沖縄県 <input type="checkbox"/> 市町村 <input type="checkbox"/> 金融機関等 <input type="checkbox"/> その他 ()	請求枚数（合計）
証明書の使用目的	<input type="checkbox"/> 入札参加資格審査申請 <input type="checkbox"/> 許可（更新）申請 <input type="checkbox"/> 営業年度報告 <input type="checkbox"/> 資金調達 <input type="checkbox"/> 酒類製造・販売業免許申請 <input type="checkbox"/> 公益社団・財団法人の認定等 <input type="checkbox"/> 県営住宅入居資格審査 <input type="checkbox"/> 県営契約駐車場申請 <input checked="" type="checkbox"/> その他（沖縄県教育委員会が行う自動販売機設置事業者の募集に参加するため）	

2 証明税目と証明事項

証 明 税 目 等		証 明 事 項	枚数
(1)	<input type="checkbox"/> 法人県民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税	平成（ 年 月 日）事業年度終了分 平成（ 年 月 日）事業年度終了分 平成（ 年 月 日）事業年度終了分	納付すべき額、納付した額及び未納の額
	<input type="checkbox"/> 個人事業税	平成（ 、 、 ）年 所得分	
(2)	<input type="checkbox"/> 自動車税	平成（ ）年度 課税分 登録番号（沖・沖縄 ）	
(3)	<input checked="" type="checkbox"/> 県税全税目		<input checked="" type="checkbox"/> 滞納がないこと <input type="checkbox"/> 滞納がないこと及び2年間滞納処分を受けたことがないこと <input type="checkbox"/> 3年間滞納処分を受けたことがないこと
(4)	<input type="checkbox"/> その他		

委 任 状

受任者 住 所（所在地）

（代理人）氏 名（名 称）

私は、上記の者を代理人と定め、本請求書に係る納税証明書の交付請求及び受領に関する権限を委任します。

年 月 日

住 所（所在地）

委任者
(納税義務者等)

氏 名（名称及び代表者名）

連絡先

印

※法人にあつては法務局登記の代表者印

※証紙の枚数が多い場合は、別紙「証紙貼付欄」へ貼付ください。

証紙貼付欄

本人・代理人 確 認 欄	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード (番号：) <input type="checkbox"/> その他の身分証明書等 ()	決裁欄	所長・課長	班長・主幹	担当

※裏面に留意事項があります。ご確認ください。

裏面

【納税証明書交付請求にあたつての留意事項】

窓口に来られる方の本人確認を行つています。公的機関の発行した身分証明書の提示をお願いします。

(例: 運転免許証 健康保険証 パスポート 住民基本台帳カード等)

1 ご本人が来所される場合

(1) 個人の納税者の場合

交付請求書の納税義務者又は特別徴収義務者欄に、住所、氏名及び電話番号を記入し、認印を押印してください。

(2) 法人の納税者の場合

交付請求書の納税義務者又は特別徴収義務者欄に、法人の所在地、名称、代表者名及び電話番号を記入し法務局登記の代表者印を押印してください。

2 代理人の方が来所される場合 (納税者のご家族の方も代理人となります。)

代理人の方が来所される場合は、委任の事実を証する書面が必要となります。

下記のいずれかの方法によつてください。

(1) 交付請求書の委任状欄を使用する方法

納税者ご本人が、納税義務者又は特別徴収義務者及び委任状欄に記入し、委任状欄に押印 (個人の場合は認印、法人の場合は法務局登記の代表者印) した交付請求書の代理人欄に、代理人の方が住所、氏名及び電話番号を記入し、認印を押印してください。

(2) 別途委任状を提出される方法

納税者ご本人からの委任状をご提出いただき、代理人の方が、交付請求書の納税義務者欄に納税者の住所 (所在地) 及び名前 (名称) を記入し、代理人欄に、住所、氏名及び電話番号を記入し、認印を押印してください。

3 郵送で請求をされる場合

郵送で請求される場合は、下記の書類が必要です。

(1) 納税証明書交付請求書

(2) 交付手数料の金額に相当する沖縄県証紙

県外等で沖縄県証紙売りさばき所がない場合は、定額小為替又は現金でも可能です。

(3) 所要の金額の切手を貼つた返信用封筒 (送付先の住所氏名を記載したもの)

送付先は納税義務者の住所へ送付します。それ以外の住所への送付を希望する場合は、委任状を記入し、送付先の住所が確認できる証明書の写しを同封してください (個人の場合: 運転免許証等 法人の場合: 法人登記簿の写し、代理人の社員証の写し等)。

4 交付手数料

1税目、1事業年度につき 400 円

証明事項が県税全税目である場合は、1枚につき 400 円

※交付手数料は沖縄県証紙を購入のうえ貼付してください。

5 その他

(1) 納税証明書交付請求書の記入は、太線枠内の項目に必要事項を記入してください。

(2) 申告や納付 (納入) 後、おおむね 2 週間以内に申請される場合は、申告書の控え又は写し (受領印のあるもの) や領収書の原本又は写しをご提示ください。

(3) 証明税目及び証明事項は、証明書提出先へご確認のうえ申請してください。